

令和 7 年度

学校いじめ防止基本方針

- 1 基本理念
 - 2 基本方針
 - 3 重大事態への対応
 - 4 連絡先一覧
 - 5 参考資料
- (1) いじめ防止のためのチェックリスト
- (2) 「いじめ」に関するアンケート用紙 (例)

令和 7 年 4 月 1 日

福島県立磐城桜が丘高等学校

福島県立磐城桜が丘高等学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）及びいじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめ防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめ防止等のために対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、その未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることをすべての生徒に認識させるとともに、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめ防止対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に取り組む。

2 基本方針

(1) いじめの定義

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（第2条）「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、「いじめ」に当たるか否かの判断に当たっては、次の6点を踏まえる。

- ① いじめられた生徒の立場に立つこと。
- ② いじめられている本人が否定する場合もあるため、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないよう努めること。
- ③ 特定の教職員で判断することなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用すること。

- ④ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し判断すること。
- ⑤ インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、適切な対応に努めること。
- ⑥ 教員の指導によらずして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策組織へ事案の情報共有を行うこと。

【具体的ないじめの様態（例）】

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ア 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - イ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ウ 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ア 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - イ 遊びやチームに入れない。
 - ウ 席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ア わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - イ 叩く、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ウ 遊びと称して、対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ア 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - イ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てたりされる。
 - ウ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ア 使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - イ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理矢理させられる。
 - ウ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる。
 - ア パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - イ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ウ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のグループから故意に外される。

（２）いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの防止

本校は、教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことについての理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、全ての生徒が自己有用感や充実感を感じ、安心して学べる教育環境づくりに努める。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第7条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第10条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

① 名 称 いじめ対策委員会

② 構成員 校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、教育相談担当、養護教諭、
情報処理習熟教員、スクールカウンセラー

※必要に応じて、いわき中央警察署生活安全課職員に外部顧問を委嘱する。

③ 組織の役割

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善

イ いじめの相談・通報の窓口

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録及び共有、分析

エ いじめの疑いに係る情報があつた時の組織的な対応のための連絡・調整
(緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取及び指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携、その他)

(4) いじめの未然防止のための取組

① 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

- ② 生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員として自覚や自信の育成を図る。
- ③ 教職員に対し、いじめ防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめ防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ④ 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。

(5) いじめの早期発見のための取組

- ① 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を生徒・保護者に広く周知する。
なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取り扱いについて適切に取り扱う。
- ② 面接週間や定期的なアンケート実施により、生徒理解といじめの早期発見に努める。
- ③ 生徒に関する情報については、教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。

(6) いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果について生徒指導部長を経由して校長に報告する。
- ② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者（例：スクールカウンセラー）の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③ いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑤ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聴き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等の必要な措置を講ずる。

また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や警察署等、外部機関と連携して対応する。

(7) 年間計画

月	生徒指導	面談・実態調査（アンケート等）の実施	校内研修	いじめ防止のための会議	評価
4月	全校集会 正しいSNS 使用講座 （1年）	面接週間①	研修①	いじめ対策委員会①	計画の作成 と提示
5月					
6月		アンケート実施①			
7月	全体講話①	三者面談①		いじめ対策委員会②	
8月					
9月	薬物乱用防止 講話	アンケート実施②			中間評価
10月		面接週間②	研修②	いじめ対策委員会③	
11月		アンケート実施③			
12月	全体講話②	三者面談②		いじめ対策委員会④	
1月					
2月		アンケート実施④		いじめ対策委員会⑤	年間評価
3月					

(8) 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。
評価方法は、職員・生徒・保護者・学校評議員によるアンケートとする。
- ② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。

3 重大事態への対応

(1) 調査を要する重大事態

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
 - 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき
 相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。
- ③ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 重大事態の報告

本校は県教育委員会を通じて知事へ、事態発生について報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

- ① 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではない。事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

(4) 調査を行う組織

本校が設置した「いじめ対策委員会」に適切な専門家を加えた組織又は県教委が設置した調査組織において調査を行う。ただし、構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除き、公平性・中立性を確保する。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査の実施に当たっては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- いつ（いつ頃）
- 誰から
- どのような様態であったか
- いじめを生んだ背景事情
- 生徒の人間関係にどのような問題があったか
- 学校の教職員がどのように対応したか

などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ① いじめられた生徒からも聞き取りが可能な場合
- いじめられた生徒から十分に聴き取る。
- 在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とする。
- いじめた生徒に事実関係を確認するとともに指導を行い、いじめ行為を止める。
- いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援を行う。

調査を行うに当たっては事案の重大性を踏まえて、関係機関と適切に連携して、対応に当たる。

- 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合
 - ・ 当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

（６）調査結果の提供及び報告

本校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような様態であったか、本校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。

情報の提供に当たっては以下の点に留意する。

- ① 本校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことが合ってはならない。
- ② 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。

重大事態への対応フロー図

重大事態の発生

- 1 いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 3 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。

【県立学校】

↓発生報告

県教委

↓調査主体を判断

↓発生報告

知事

設置組織
本校又は県教委が設置する組織

↓県教委から調査結果報告

知事

↓＜再調査が必要と判断した場合＞

県が設置した組織による再調査

↓知事は再調査結果を報告

議会

4 連絡先一覧

教育厅

(1) 高校教育課 〒960-8688 福島市杉妻町2-16
①課長 024-521-7768
②管理主幹 024-521-7766
③指導主幹 024-521-7769

(2) いわき教育事務所 〒970-8026 いわき市平字梅本15
代 表 24-6214 FAX 24-6165
①駐在管理主事 24-6216
②指導主事 24-6217

(3) 義務教育課 024-521-7774

警察・消防等

(1) いわき中央警察署	2 6 - 2 1 2 1
(2) いわき東警察署	5 4 - 1 1 1 1
(3) いわき南警察署	6 3 - 2 1 4 1
(4) いわき駅前交番	2 5 - 9 3 4 4
(5) 平消防署	2 3 - 9 7 0 0

近隣施設等

(1) 磐城高等学校	2 3 - 2 5 6 6
(2) 平第一中学校	2 3 - 1 7 4 4
(3) 平第二中学校	2 5 - 2 4 7 9
(4) 平第三中学校	2 5 - 2 5 7 9
(5) J R いわき駅	2 5 - 2 0 8 3

校医等

(1) 校医 石井 まり 22-4272
 (2) 産業医 齊藤 道也 58-4180 (病院)
 (3) 歯科医 阿部 弘敏 26-1118 (病院) 26-1095 (自宅)
 (4) 薬剤師 小西 英紀 65-1518 (自宅)
 (5) カウンセラー 渡部 安子 090-2959-0186

法務局

福島地方法務局いわき支局 〒970-8026 いわき市平字堂根町4-11
(いわき地方合同庁舎内)
0246-23-1651

5 参考資料

(1) いじめ防止のためのチェックリスト（自校化版）

磐城桜が丘高等学校 いじめ防止のためのチェックリスト

1 基本的な考え方・教育指導の在り方

(1) 職員の認識

- ☐ 弱い者をいじめることは、人間として絶対に許されない。
- ☐ 学校は、生徒にとって楽しく学び、生き生きと活動できる場である。
- ☐ 教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。
- ☐ 学校は、いじめの問題解決について大きな責任を有している。
- ☐ 「子どもの立場に立った運営」「開かれた学校」を基本姿勢として学校経営の改善を図る。
- ☐ いじめられている生徒やいじめを告げた生徒を徹底して守り通すという毅然とした態度を日頃から示す必要がある。
- ☐ ホームルーム活動や生徒会活動等の場を活用して、生徒自身がいじめの問題解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組むことは大きな意義がある。
- ☐ すべての生徒が自ら参加でき、わかりやすい授業を工夫するなど、個に応じた指導に努める必要がある。
- ☐ 学校行事や部活動等において自己存在感をもつことができる場合が多いことに配慮し、子どもの「絆づくり」と「心の居場所づくり」に努める。

(2) 生徒の認識

- ☐ いじめは、人間として絶対に許されない。
- ☐ いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も、いじめる行為と同様に許されない。
- ☐ いじめを大人に伝えることは、正しい行為である。

2 学校運営・学級経営等の在り方

- ☐ 役割分担や責任の明確化を図り、どんな些細な事実や相談であってもいじめが疑われる内容については、全教職員が一致協力して指導に取り組む実効性ある体制を確立している。
- ☐ 個々の教師がいじめの問題の重大性を正しく認識し、危機意識を持って取り組んでいる。
- ☐ 教師の何気ない言動が生徒に大きな影響力を持つことに十分留意している。
- ☐ いじめに迅速かつ適切に対応し、いじめの悪化を防止し、早期に真の解決を図っている。
- ☐ 養護教諭等と連携を積極的に図るなど、生徒への親身な教育相談を一層充実させる。
- ☐ 会議や行事の見直し等校務運営の効率化を図り、生徒や保護者と接する機会の確保と充実を努める。
- ☐ 全教職員が参加する実践的な校内研修を積極的に実施する。
- ☐ 校内諸活動の中で生徒と触れ合う機会の確保に努める。
- ☐ 部活動指導においては、生徒同士の人間関係や一人一人の個性に配慮する。

- ☐ 生徒の仲間意識や人間関係の変化に留意しつつ、いじめの発見や対応に努める。
 - ☐ 教育活動全体を通して、友情の尊さや心からの信頼の醸成等について適切に指導する。
 - ☐ グループ内での生徒の人間関係の変化を踏まえ、学級経営やグループ指導の在り方、班別指導について不断の見直しや工夫改善を行う。
- 3 いじめる生徒への対応
- ☐ 保護者の協力を積極的に求めながら、教育的な指導を徹底して行う。
 - ☐ いじめを繰り返したり、いじめの仲間から抜けたことでいじめられる側に回ったりすることのないよう継続して指導する。
 - ☐ いじめの状況が一定の限度を超える場合には、特別指導や警察等適切な関係機関の協力を求め、厳しい対応策をとることも必要である。
 - ☐ 暴行や恐喝等の犯罪行為に当たるような場合は、警察との連携が積極的に図られてよい。
- 4 いじめられる生徒への対応
- ☐ 保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に十分な措置を講じながら、生徒の立場に立って、緊急避難としての欠席についても検討されてよい。
 - ☐ 可能な範囲でグループ替えや座席替えを行うことも必要である。クラス替えの際は十分に配慮する。
- 5 家庭・地域社会との連携
- ☐ 学校は「開かれた学校」の観点に立ち、日頃から学校の対処方針やいじめ防止に関する年間指導計画やいじめに関する取組等を保護者等へ周知しながら、理解と協力を求める。
 - ☐ いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応することが必要である。
 - ☐ いじめの問題に関して学校や保護者等との意見交換の機会を設ける。
 - ☐ P T Aと学校との実質的な連絡協議の場を確保して（例：総務委員会・学年P T A）、積極的に連携を図る。
- 6 その他
- ☐ あってはならない教員の体罰がいじめへの取組に少なからぬ影響を及ぼしていることに留意する。

(2) 「いじめ」に関するアンケート用紙 (例)

「いじめ」に関するアンケート (例)

下にあげた質問事項について、A「されたことがある」 B「されたことはないが、見たことがある」 C「されたことも見たこともない」のどれかに○をつけなさい。+

A「されたことがある」..

B「されたことはないが、見たことがある」..

C「されたことも見たこともない」..

+

- | | | | | |
|------|---|---|---|----|
| 1 | 体操着や教科書、文房具などの忘れ物を無理やりほかの人に取りに行かせる。 | A | B | C+ |
| 2 | 自分のかばんや荷物などを無理やり他の人に持たせたりする。 | A | B | C+ |
| 3 | 本人が行きたがらない所へ、無理やりさそって連れて行く。 | A | B | C+ |
| 4 | お金や文房具などを借り、そのまま返さない。 | A | B | C+ |
| 5 | 金をくれと <u>言ったり</u> 、金をつごうしてこいと言う。 | A | B | C+ |
| 6 | かげぐちを <u>言ったり</u> 、ありもしないことを言いふらす。 | A | B | C+ |
| 7 | いやなあだ名や気にしていることを人前でずけずけという。 | A | B | C+ |
| 8 | 他人の身体や性格などを <u>悪意</u> をもって言いふらす。 | A | B | C+ |
| 9 | 人の教科書やくつなどをわざと隠したり、作品をこわしたりする。 | A | B | C+ |
| 10 | いやがらせの <u>落書き</u> をしたり、いやがらせの電話をかけたりする。 | A | B | C+ |
| 11 | 自分では直接せず、他の人を使っていやがらせをする。 | A | B | C+ |
| 12 | 自分では手を出さずに、他の人に命令して暴力をふるわせる。 | A | B | C+ |
| 13 | 遊びだと言って、首を絞めたり、押さえこんだりする。 | A | B | C+ |
| 14 | たいした理由もなく殴ったり、蹴ったりする。 | A | B | C+ |
| 15 | 下級生におじぎやあいさつを強制する。 | A | B | C+ |
| 16 | 態度が悪いからと言って、上級生が下級生をいろいろな方法でせめたてる。 | A | B | C+ |
| 17 | 部活動などで、練習だからと言って、先輩が後輩を無理にしごく。 | A | B | C+ |
| 18 | 「親や先生に告げ口をしたら許さない」と言って、口止めをする。 | A | B | C+ |
| イ 19 | たいした理由もなく、一人を大勢で無視したり、仲間はずれにする。 | A | B | C+ |
| 20 | グループから離れたいと思っても、離れることができない。 | A | B | C+ |
| 21 | 携帯でいやがらせのメールや掲示板に書き込みをされたことがある。 | A | B | C+ |
| 22 | 知らないうちに自分の画像がインターネット上に掲載されたことがある。 | A | B | C+ |
| 23 | ツイッターやSNS等で、いやな思いをしたことがある。 | A | B | C+ |

年 組 番 氏名